

学校調査票 (高等学校) (2-1)

一令和 年5月1日現在

□「3 併置」とは、全日制と定時制の併置を意味します。通信制との併置ではありませんので注意してください。

□「5 課程別」で「1 全日制」以外を選択した場合のみ記入します。

□国立の高等学校の場合、「校長」は原則兼務者となります。

□認可を受け、又は届出をした入学定員を記入します。科目等履修生等の募集定員は含めません。

都道府県番号 4 8 5 7 0 3 3 (高1)

学校調査番号

□記入漏れはありませんか。

□公立の本科についてのみ記入します。

□正しい番号が記入されていますか。

□正規に廃止の手続きが取られていないが、生徒募集を行わなかった課程がある場合、当該課程の番号を記入します。

□正しい番号が記入されていますか。

□正規に廃止の手続きが取られていないが、在籍生徒がいなかった課程がある場合、当該課程の番号を記入します。

□私立高等学校等で学校教育法上の職名を用いていない場合、下記により職務内容で判断してください。

・副校長：校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

・教頭：校長及び副校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

・主幹教諭：校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。

・指導教諭：生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善充実のために必要な指導を行う。

・教諭：生徒の教育をつかさどる。

・助教諭：教諭の職務を助ける。

・養護教諭：生徒の養護をつかさどる。

・看護助教諭：看護教諭の職務を助ける。

・栄養教諭：生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。

・講師：教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

1 学校の所在地 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

2 (フリガナ) 学校名 文部科学 高等学校 分校

3 設置者別 1 国 立 2 都道府県立 22 市(区)立 23 町立 24 村立 25 組合立 31 私立

4 本校分校別 1 本校 2 分校

5 課程別 1 全日制 2 定時制 3 併置

6 定時制(本科)の昼夜別 1 昼 2 夜 3 昼夜併置 4 昼夜 5 その他

7 中高一貫教育の実施形態 (中高一貫教育を行う学校のみ) 1 併設型 2 連携型

8 学科別(本科) (設置されている学科について「1」を記入する。) 全日制 定時制

9 学級数 1 5 6

10 入学定員 全日制 2 5 0 定時制 8 0

11 入学募集停止の課程 1 全日制課程 2 定時制課程 3 全定両課程

12 在籍生徒のいない課程 1 全日制課程 2 定時制課程 3 全定両課程

13 教員数

性別	本務者 (休職者等を含む)										兼務者 (休職者等を除く)													
	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	助教諭	養護教諭	看護助教諭	栄養教諭	講師	計	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	助教諭	養護教諭	看護助教諭	栄養教諭	講師	計
男	1	4	2	2							2	7											8	8
女	1		1	0	2						1	3	1										3	3
計																								

14 「13」の本務者のうち休職等教員数 (再掲)

全日制	定時制	全日制	定時制	計							
校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	助教諭	養護教諭	看護助教諭	栄養教諭	講師	計
1											2

15 定時制課程に兼任している教員数 (同一学校内(本校分校校舎を含む)で)

16 「13」の本務者のうち教務主任等の数 (再掲)

教務主任	学年主任	保健指導主任	進路指導主任	学農司舎主任	計
1	3	1	1	1	9

17 「13」の本務者のうち指導主事等の数 (休職者を除く) (再掲、公立のみ)

18 「13」及び「19」の本務者のうち産休代替教職員数 (再掲)

19 職員数 (本務者のみ)

事務職員	実習手	学校図書職員	技術職員	用務員	警備員	その他	計
2	2	1					5

20 学校医等の数

学校医	耳鼻科	眼科	内科	計

21 留学者：国内又は外国の大学及び教育研究所へ研修のため6ヶ月以上継続して派遣されている者(国立大学附属学校へ派遣されている者を除く。)

22 海外日本人学校派遣者：長期研修出張の扱いで文部科学省の委嘱により、在外の日本人学校又は補習授業校に派遣されている者。

23 学校に籍はあるが、例えば教育委員会事務局、教育研究所、公民館、理科センターに専ら勤務する者や国立大学附属学校へ派遣されている者をいいます。

24 各欄の区分については以下の者を記入します。

・主事・主事補等：地方自治法第172条に規定する者で主事、事務主事等の名称で発令されている者、又は、主事補、事務主事補、事務補佐員、事務補助員等の名称で発令されている者。

・実習助手：学校教育法第60条第2項及び第4項の規定により実習又は実習について教員の職務を助ける者。

・学校図書館事務員：学校図書館専任の職員。

・技術職員：実習施設の技師及び技師補、栄養士、調理師など技術的職務に従事する者。また、課外活動のコーチ又は指導員(教員ではない)として発令され、給料(手当ではない)を支給されている者は、便宜、この欄に含める。

・養護職員(看護師等)：看護師(准看護師含む)、保健師など養護をつかさどる職員。

・用務員：学校の環境の整備その他の用務に従事する者。

・警備員・その他：学校警備員、寄宿舎指導員、ボイラー技師、実習補佐員、その他の職員。

・左記aのうち学校図書館従事者、左記bのうち学校図書館従事者：上記「主事・主事補等」のうち学校図書館専任の職員数を再掲として記入する。

□私立高等学校等で本項目の職名を用いていない場合、下記により職務内容で判断してください。

- ・教務主任：校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- ・学年主任：校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- ・保健主事：校長の監督を受け、高等学校における保健に関する事項の管理に当たる。
- ・生徒指導主事：校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- ・進路指導主事：校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- ・学科主任：校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- ・農場長：校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどる。
- ・司書教諭：学校図書館法第5条の規定による司書教諭の資格を有している者で、学校図書館の専門的職務に従事する者として発令を受けている者。
- ・舎監：校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における生徒の教育に当たる。